

令和元年10月1日

泉大津市指定給水装置工事事業者 各位

泉大津市水道事業

指定給水装置工事事業者更新制度の導入について（通知）

平素は本市水道事業にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が従前の無期限から5年間となりました。

つきましては、本市指定給水装置工事事業者様におかれましても有効期間内での更新が必要となります。

ただし、初回の更新時期は、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日より有効期間が異なりますので、該当する有効期間をご確認いただき、期間内での手続きをお願いいたします。

なお、初回の更新手続きの受付期間等については、あらためて水道事業よりご通知いたします。通知時期は更新受付年度の4月頃を予定しておりますが、通知があるまでは、更新の受付は行いませんのでご了承ください。

1 有効期間

指定を受けた日は、本市指定証に記載がありますのでご確認ください

泉大津市より指定を受けた日	指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

2 申請書等

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（両面）
- (2) 機械器具調書
- (3) 誓約書
- (4) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (5) 個人にあつては住民票の写し
- (6) 泉大津市指定給水装置工事事業者認事項記入様式
- (7) 選任する者の給水装置工事主任技術者免状の写し

3 指定更新手数料

10,000円

※手数料は指定証の受取時に納入いただきます

4 その他

更新時には従前の指定証をご返納くださいますようお願いいたします

更新に関するお問い合わせ

泉大津市水道事業 都市政策部 水道課サービス係

担当：鳥居

電話：0725-33-9240